

事例番号:380130

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第1子(妊娠中のⅡ児)

妊娠22週6日 超音波断層法で胎児推定体重差や羊水量異常を認めず

妊娠24週6日-妊娠26週6日 超音波断層法で両児の胎児推定体重差あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠28週6日

10:36 妊婦健診のため紹介元分娩機関受診、超音波断層法所見でⅠ児に羊水過多、Ⅱ児に羊水過少あり

14:00 双胎間輸血症候群の診断で紹介となり当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠28週6日

15:41 超音波断層法でⅠ児に皮下浮腫はないが腹水あり、Ⅱ児に臍帯動脈の拡張期逆流あり、膀胱見えない

17:17 双胎間輸血症候群の急性増悪のため帝王切開により第1子娩出

17:18 第2子娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:28週6日

(2) 出生時体重:600g 台

(3) 臍帯静脈血ガス分析:pH 7.24、BE -7.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分1点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸(チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等：

出生当日 超低出生体重児、重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見：

1歳0ヶ月 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 7 名、小児科医 5 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、双胎間輸血症候群に起因した血流の不均衡により胎児の脳の虚血を生じ、脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考ええる。

(2) 双胎間輸血症候群の発症時期は、妊娠 22 週 6 日以降、妊娠 28 週 6 日までの間と考えるが、胎児の脳の虚血の発症時期については特定できない。

(3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

紹介元分娩機関における妊娠中の管理は一般的であるが、妊娠 24 週 6 日および妊娠 26 週 6 日の妊婦健診において、超音波断層法が実施されているが、

胎児発育の記載はされているものの、羊水量については記載がないため、一絨毛膜二羊膜双胎の管理については評価できない。また、超音波断層法による羊水量の所見について診療録に記載がないことは一般的ではない。

2) 分娩経過

- (1) 紹介元分娩機関における妊娠 28 週 6 日妊婦健診時の超音波断層法所見から重症の双胎間輸血症候群を疑い、同日当該分娩機関に紹介としたことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関受診後の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施、バイタル測定、TTTS 疑いにて入院)は一般的である。
- (3) 入院後の超音波断層法で重症双胎間輸血症候群と診断し、帝王切開を行ったことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は概ね一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

一絨毛膜二羊膜双胎の妊婦健診において、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に即して観察した事項については、診療録に記載することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

児に実施した処置および児の状態を診療録等に記録することが望まれる。

【解説】本事例では出生直後から生後 5 分気管挿管実施までに児に実施した処置および児の状態について診療録に記載がなかった。実施した処置や児の状態は詳細を記載することが重要である。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

双胎間輸血症候群の原因究明と予防・治療に対する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。